第三の２中「　また、本方針第一及び第二の内容を踏まえ、既に指定されている都市再生緊急整備地域について、当該地域における民間事業者、地方公共団体等による都市再生の取組の状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを検討するとともに、都市再生本部において、各都市再生緊急整備地域の地域整備方針について、地域の地方公共団体、民間事業者、ＮＰＯ等の発意も踏まえ、都市開発事業、防災対策等に係る関係者の連携の在り方、地域整備方針の実現の目途等を示したものへと見直すこととする。

さらに、特定都市再生緊急整備地域が指定されている地域については、指定後一定期間を経過したものについては、当該地域における民間事業者、地方公共団体等による都市再生の取組の状況等を踏まえ、必要に応じて特定都市再生緊急整備地域としての指定の見直しを検討するとともに、地域整備方針における特定都市再生緊急整備地域の整備の目標に係る内容についても、必要に応じて見直しを行うことが必要である。」を削る。

第三の３中「整備に当たって、地方公共団体、民間事業者、」の次に「都市再生推進法人その他の」を加える。

第三の４（都市再生の推進に当たっての配慮等）中「配慮する。また」を「配慮するとともに、大規模災害時における帰宅困難者の発生抑制や業務機能・行政機能等の継続に資する備えを講じることが重要であることに留意する。加えて」に改める。

第三の４（都市再生安全確保計画の作成及びその実施に当たっての配慮等）中「必要に応じ、」の次に「帰宅困難者対策や業務機能・行政機能等の継続の確保等に係る事項の地域整備方針への記載並びに」を加え、「安全が最大限に確保される」を「安全の確保に向けた帰宅困難者対策や業務機能・行政機能等の継続の確保が最大限になされる」に改め、「備蓄倉庫」の次に「、非常用電気等供給施設」を加え、「計画に盛り込むこと」の次に次のように加える。

・　滞在者等の安全の確保に向けた帰宅困難者対策や業務機能・行政機能等の継続の確保を重点的に図る必要のある地区において官民連携の下、地域特性に応じたエネルギー供給ネットワーク等を構築する上で効率的かつ効果的なシステムが導入されるよう留意するとともに、災害時での機能継続が特に重要な行政施設、医療施設、退避施設に適切にエネルギーが供給されるように措置すること

第三の４（都市再生安全確保計画の作成及びその実施に当たっての配慮等）中「鉄道事業者」の次に「、エネルギー供給事業者」を加える。

第三の４（都市再生安全確保計画の作成及びその実施に当たっての配慮等）の次に次のように加える。

（都市再生緊急整備地域間の相互連携）

都市全体からみて、相互に地理的、経済的、社会的に密接な関連を有する複数の都市再生緊急整備地域がある場合においては、都市の再生の効果を効率的に発現させるため、都市全体としてバランス良く都市開発事業等が行われ、多様なビジネス・生活環境を備えることが重要であり、それぞれの地域の強みをいかしつつ、弱みを補完するべく、地域間での役割分担を意識して取り組むことが必要である。

そのためには、それぞれの都市再生緊急整備地域の地域整備方針において、オフィス施設、宿泊施設、商業施設、ＭＩＣＥ施設などの様々な都市機能を有する施設であって重点的に整備すべきもの、エリアマネジメントやシティセールス等必要なソフト事業等を明らかにし、当該地域整備方針に即した都市再生を実現するため、都市再生緊急整備協議会相互で連絡調整を密にすることが必要である。

第三の４の次に次のように加える。

５　都市再生緊急整備地域及び特定都市再生緊急整備地域の評価及び指定の見直し等

本方針第一及び第二の内容を踏まえ、社会経済情勢の変化に対応した適時適切な地域指定を実施し緊急かつ重点的に市街地整備を推進することを目的として、既に指定されている都市再生緊急整備地域及び特定都市再生緊急整備地域で指定後一定期間を経過したものについては、当該地域における民間事業者、地方公共団体等による都市再生の取組の状況等を定期的に評価し、その結果を踏まえ、必要に応じて指定の見直し及び地域整備方針の見直しを行うこととする。

なお、評価の実施に当たっては、以下に掲げる観点から、指定地域や地域整備方針の指定基準等への適合性を検証することとする。さらに特定都市再生緊急整備地域については、国際競争力強化の観点を重視した評価を行うこととする。

ア　上位計画、関連計画における位置づけ

イ　都市再生に係る事業の進捗状況

ウ　都市再生の効果

第四の１中「都市再生を推進する。」の次に「そのため、都市再生整備計画の作成に当たっては、都市再生推進法人や関係行政機関が一堂に会する市町村都市再生協議会を活用するなど官民連携の取組の円滑な推進を図ることが重要である。」を加える。

第四の２イ中「、必要に応じて」を削り、「指定や、」を「指定を積極的に行うほか、必要に応じて」に改め、「図ること。」の次に「その際、市町村都市再生協議会の構成員に関係道路管理者、関係公園管理者その他の行政機関を加えること、交通事業者や物流事業者等の協力を求めること等により、柔軟な取組の実現を図ること。」を加え、「位置づけること。」の次に次のように加える。

○　計画区域における都市公園の占用の特例を適切に活用し、まちのにぎわい創出及び適切な維持管理が図られること。都市再生整備計画に都市公園の占用の特例に係る記載を行う場合には、都市の居住者、来訪者又は滞在者の利便の増進に寄与するよう、占用主体が行う都市公園の環境の維持及び向上を図るための措置を計画に位置付けること。

第四の２イ中「公共空間の適切な維持管理が図られること。」の次に次のように加える。

○　計画区域における低未利用土地の戦略的な有効活用、にぎわい創出を図るとともに、低未利用土地利用促進協定等を活用し、都市再生推進法人等のアイデア・ノウハウ等を活かした空地や空店舗等の再生が図られること。

第四の２イ中「又は利用者の利便の増進に資する措置」を「若しくは利用者又は都市の居住者等の利便の増進に資する措置」に改める。

第五の２カ中「定めるとともに、」の次に「原則として」を加える。

告示

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者の推薦について

今般、千葉労働局の関係労働者を代表する者山崎英世の辞任の申出に伴い、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第５条及び同法施行令（昭和31年政令第248号）第２条第１項の規定に基づき、補欠の関係労働者を代表する者を指名いたしたいので、資格がある労働者の団体は、下記により関係労働者を代表する者の候補者を推薦されたい。

平成28年８月31日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

記

１　推薦資格　労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第３条に規定する労災保険に係る労働保険の保険関係の成立している事業に使用される労働者の加入している労働者の団体であって、千葉労働局の管轄区域内に組織を有するものであること。

２　推薦手続　推薦に当たっては、別紙様式による推薦書の正本及び副本に候補者の履歴書２部を添えて提出すること。

３　推薦締切日　平成28年９月９日

４　推薦書及び添付書類提出先　千葉労働局労働基準部労災補償課

様式

平成　　年　　月　　日

厚生労働大臣　殿

団体名及びその代表者名

印

参与候補者の推薦について

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者として、次の者を推薦します。